

亀山市公告第22号

亀山市森林整備計画を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により公表する。

なお、当該亀山市森林整備計画の案の縦覧期間中（平成31年2月7日から同年3月8日まで）において、当該亀山市森林整備計画変更計画の案についての意見の申立てはなかった。

平成31年3月27日

亀山市長 櫻井 義之